

市民税・県民税の申告相談

開催期間

2/9(木)



3/15(水)

申告制度は、納税者自らが前年中の収入・経費を計算し、その金額を基に所得税や市県民税・国民健康保険税・介護保険料などを応分に負担するための重要な仕組みです。申告が必要な人は次ページの日程を確認し、各申告相談会場へお越しください。
 営業・農業・不動産の収入がある人は、収支内訳書を事前に記入し、領収書とあわせて申告相談会場へお持ちください。（収支内訳書は、税務署、市役所、各支所、出張所などに置いてあります。市民税課からの送付はありません。）
 確定申告をする人は、税務署での手続きが必要です。

まずはチェック あなたは市県民税の申告が必要？

スタート

税務署から申告案内の通知が届いた

はい → 税務署に申告してください

↓ いいえ

確定申告書を既に税務署に提出した、あるいは提出する予定だ

はい → 市への申告は不要です

↓ いいえ

平成28年1月1日～12月31日の間、収入(所得)がなく、家族の扶養控除対象者となっている

はい → 申告は不要です

↓ いいえ

平成28年1月1日～12月31日の間、収入(所得)がないが、誰にも扶養されていない

はい → 市・県民税の申告は不要ですが、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している場合、保険税(料)計算のための申告が必要です

↓ いいえ

平成28年中は給与収入だけで、市へは事業所から報告される

はい → 申告は不要です。ただし、給与や年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除(扶養控除・医療費控除・社会保険料控除など)を**追加する人**は申告が必要です

↓ いいえ

平成28年中は公的年金だけである

はい →

↓ いいえ

市県民税の申告が必要です

※遺族年金・障害者年金は非課税のため収入(所得)に含める必要はありません

- ◆税務署で「確定申告は不要」と言われた人でも、市県民税の申告が必要な場合があります。
- ◆上記の「申告不要」に該当する人でも次の①～⑤のサービスを利用・申請する場合には、市県民税の申告が必要な場合があります。
 - ①国民健康保険加入者(算定資料・軽減措置の判定・高額療養費支給申請のため)
 - ②介護保険加入者(算定資料のため)
 - ③所得証明が必要な人
 - ④市営住宅を利用する人
 - ⑤その他、福祉関係のサービスを利用する人など
- ◆申告書用紙が必要な人は、本庁・各支所に「書き方」と一緒に用意しています。また、記入した申告書は郵送での提出もできます。
- ◆市県民税の申告用紙は、市ホームページからも取得できます。
<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>
 暮らし・相談・防災 → 市・県民税 → 市・県民税について

申告に必要なもの

- ◆印鑑
 - ◆本人確認書類(個人番号カードまたは通知カードなどの番号が確認できるものと、運転免許証や健康保険証などの身元が確認できるもの)
- ※郵送による提出の場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。
- ※代理人による提出の場合は、委任状、代理人の本人確認書類と、申告者本人の本人確認書類が必要です。

《所得(収入)に関するもの》

- ◆給与や公的年金の申告・・・源泉徴収票
- ◆営業・農業・不動産の申告・・・収支内訳書(売上げ伝票・

- 仕切書や帳簿など、収入金額の詳細や各種経費の領収書、28年中に購入した減価償却資産の領収書、土地改良費、農業共済掛金の領収書など経費が証明できるもの)
- ◆一時所得・・・一時所得や保険満期一時金などの証明書
 - ◆配当所得・・・金融機関発行の源泉徴収票や支払明細など
 - ◆その他・・・個人年金・講師料・謝金などの各種報酬の支払明細

《控除に関するもの》

- ◆社会保険料(国民健康保険税・国民年金掛金・介護保険料など)、生命保険・地震保険などの支払証明書
- ◆医療費などの領収書

市県民税申告相談受付日程・会場

受付時間

9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

※ 12:00 ~ 13:00 は受付ができません。

※ 休日の申告相談は、3月12日(日)にやつしろハーモニーホールで行います。混雑を避けるため、できるだけ指定日の来場にご協力ください。指定日に都合がつかない人は、他の指定日にその会場へ来場することも可能です。

町内・行政区など		指定日	時間帯	会場
泉町	板木・保口・椎原・朴の木・小原・久連子	2/9(木)	午後	振興センター五家荘
	上縦木・下縦木・西の岩・黒原・葉木	2/10(金)	午前	
	柿迫地区	2/9(木)	午前	泉支所 2階会議室
	栗木地区		午後	
	下岳地区		午前	
	本屋敷~土生 井櫃~矢山	2/10(金)	午後	
日奈久	新開町・大坪町・新田町・山下町・竹之内町・浜町 東町・中町	2/12(日)	午前	南部市民センター 1階会議室
	上西町・中西町・下西町・馬越町・栄町・平成町 塩北町・塩南町		午後	
	洲口町・本町・赤松町 下大野町・野田崎町	2/13(月)	午前 午後	二見公民館 講堂
東陽町	河俣 南	2/14(火)	午前 午後	東陽定住センター
	小浦		午前	
	北	2/15(水)	午後	大研修室
鏡町	駅前・下有佐・有佐・中島・下村	2/16(木)	午前 午後	八代市農事研修センター
	内田・宝出	2/17(金)	午前 午後	
	鏡村・津口・芝口・野崎		午前 午後	
	上鏡・鏡町	2/20(月)	午前 午後	
	外出・北出・大還・貝洲 碓原・塩浜・北新地		午前 午後	
千丁町	上土・上外牟田・下外牟田・北村・太牟田塘 西牟田上・西牟田下・二の丸・八代新地・川開	2/21(火)	午前 午後	千丁支所 2階大会議室
	北吉王丸・南吉王丸・新牟田一・新牟田二 新牟田三・東牟田	2/22(水)	午前 午後	
	西部・深水・中谷 百済来下・百済来上	2/23(木)	午前 午後	
坂本町	鎌瀬・中津道・市ノ俣・川嶽・鶴喰・田上 鮎尾・坂本・荒瀬・葉木	2/24(金)	午前 午後	坂本公民館 1階大ホール
	代陽・八代・龍峯	2/27(月)・28(火)	終日	やつしろハーモニーホール 1階多目的ホール
植柳・麦島・宮地(宮地東を含む)	3/1(水)・2(木)			
高田・金剛	3/3(金)・6(月)			
太田郷	3/7(火)・8(水)			
松高・郡築・昭和	3/9(木)・10(金)			
八千把	3/13(月)・14(火)			
全市内	上記の指定日に申告できなかった人	3/12(日)・15(水)		

問合せ 市民税課(本庁仮設庁舎西棟1階) ☎ 33-4107

※ 申告期間中(2/27~3/15<土日を除く>)は、
ハーモニーホール申告会場特設電話 ☎ 35-5566・35-5578

確定申告相談のお知らせ

八代税務署では、平成28年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告会場を開設します。

開設日 2月16日(木)~3月15日(水)
(震災により被害を受けた人に対する申告相談については、2月15日(水)以前でも受付しています。)

受付 午前9時~午後4時(土日を除く)

場所 八代税務署3階(花園町16-2)

問合せ 八代税務署個人課税第1部門

☎ 32-3141(代表)

※ 消費税および地方消費税の申告は
3月31日(金)までです

- ・ 八代税務署長賞
- 【高校生の部】
- 園田陽菜(市立第八中学校3年)
- 清水夏希(県立八代高等学校1年)
- 中村美優(県立八代農業高等学校2年)
- ・ 八代税務署長賞
- ・ 熊本県納税貯蓄組合連合会会長賞
- 川野聖人(県立八代中学校3年)
- ・ 熊本県納税貯蓄組合連合会優秀賞
- 松本明華(市立第三中学校3年)
- ・ 八代税務署長賞
- ・ 南九州税理士会会長賞
- 里木佑圭(市立第三中学校3年)

税について関心を持ってもらい、税の役割や意義についてさらに理解を深めることを目的に、中学生と高校生を対象に作文を募集し、優秀作品について表彰しています。

平成28年度
「税に関する作文」入賞者